

開催日 令和 2 年 4 月 8 日（水）
場 所 コートヤード・マリオット銀座
東武ホテル

第 1 2 回 定例支部会議議案書

東京都社会保険労務士会

中 央 支 部

第 1 2 回 定例支部会議 次第

1. 開 会 (司 会)

2. 支部長挨拶

3. 議 長 選 出 (議 長)

4. 議 事

議 題

第 1 号議案 令和元年度事業報告承認に関する件

第 2 号議案 令和元年度収入支出決算承認に関する件
(監査報告 監査)

第 3 号議案 令和 2 年度事業計画 (案) 承認に関する件

第 4 号議案 令和 2 年年度収入支出予算 (案) 承認に関する件

第 5 号議案 令和 2 年度支部役員選任に関する件

5. 閉 会 ()

(第1号議案) 令和元年度事業報告承認に関する件

令和元年度事業報告

働き方改革関連法が施行され、年次有給休暇取得の義務化、時間外労働の上限規制等、多様な働き方を選択できる社会への実現のため、労務管理の専門家でもある社会保険労務士が国民の期待に応えるべくスタートした一年でした。

中央支部においても例年同様、東京労働局・中央労働基準監督署への年度更新業務における臨時労働保険指導員の推薦、中央年金事務所への算定相談コーナー相談員の派遣、中央区役所への年金無料相談員の派遣といった関係行政機関への協力、日本政策金融公庫の「創業支援セミナー」に講師・相談員の派遣などを実施しました。

また、新規入会者懇談会には、昨年引き続き多くの会員にご参加頂いたところで

す。

しかし、2月21日に東京会会長名で新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、支部行事の自粛の要請があり、支部運営にも大きな影響を与えています。3月に予定しておりました厚生事業「情熱の国スペインを味わう～心揺さぶるフラメンコショーと本格スペイン料理を堪能～」および第4回例会・研修会・第3回幹事・監査・顧問会議は、中止とさせていただきます。また、例年実施しております本日の定例支部会議後の懇親会も中止とさせていただきます。

このような状況下におきましても、今期も無事に事業を行えたことは、支部役員、委員、協力委員と多くの方々のご理解・ご協力であり心より感謝申し上げます。

中央支部の会員数は、現在約970名。令和元年度は新規入会者と退会者がほぼ同じくらいとなっており、前期末とほぼ変わらない会員数となっています。

具体的な事業内容は以下の通りです。

1. 支部会議について

開催日	会議名・場所	主な会議事項
31. 04. 10 (水)	コートヤード・マリオ ット銀座東武ホテル	議題 1. 平成 30 年度事業報告承認に関する件 2. 平成 30 年度収入支出決算承認に関する件 3. 平成 31 年度事業計画 (案) 承認に関する件 4. 平成 31 年度収入支出予算 (案) 承認に関する件

2. 正副支部長・委員長会議について

回数	開催日	場 所
第 1 回	01. 05. 14 (火)	日本橋公会堂
第 2 回	01. 06. 12 (水)	日本橋公会堂
第 3 回	01. 09. 11 (水)	日本橋公会堂
第 4 回	01. 10. 25 (金)	ホテルきむら
第 5 回	01. 12. 11 (水)	日本橋公会堂
第 6 回	02. 02. 12 (水)	コートヤード・マリオット銀座東武ホテル
第 7 回	02. 03. 11 (水)	Be Ambitious 社会保険労務士法人
第 8 回	02. 04. 08 (水)	コートヤード・マリオット銀座東武ホテル

3. 幹事・監査・顧問会議について

回数	開催日	場 所
第 1 回	01. 06. 12 (水)	日本橋公会堂
第 2 回	01. 09. 11 (水)	日本橋公会堂
第 3 回	02. 03. 11 (水)	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
第 4 回	02. 04. 10 (水)	コートヤード・マリオット銀座東武ホテル

4. 例会

回数	開催日	場 所
第 1 回	01. 06. 12 (水)	日本橋公会堂
第 2 回	01. 09. 11 (水)	日本橋公会堂
第 3 回	01. 12. 11 (水)	日本橋公会堂
第 4 回	02. 03. 11 (水)	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

5. 研修会について

回数	開催日	場所・テーマ・講師・参加人数
第1回	01.06.12 (水)	場所：日本橋公会堂 第3・4洋室 <第1部> テーマ：「算定基礎届の作成のポイントと注意点」 講 師：中央年金事務所 適用課担当者 <第2部> テーマ：「年度更新業務のポイントと注意点」 講 師：特定社会保険労務士 原田 幸治 氏 司 会：研修委員会 浪川 祐理 参加者：91名（開業 41名、勤務等 42名、法人 8名）
第2回	01.09.11 (水)	場 所：日本橋公会堂 第3・4洋室 テーマ：「東京オリンピック・パラリンピックにおける企業のリスクマネジメント」 講 師：アステラス製薬株式会社 コーポレート・リスクマネジメント部 特定社会保険労務士 岡本 衛 氏 司 会：研修委員会 川崎 祐子 参加者：68名（開業 31名、勤務等 31名、法人 6名）
第3回	01.12.11 (水)	場 所：日本橋公会堂 第3・4洋室 テーマ：「がん患者就労支援のポイント」 ～がん患者就労支援に於ける社労士の役割～ 講 師：東京都社会保険労務士会 がん患者・障がい者等就労支援特別委員会 委員 特定社会保険労務士 豊島 絵理子 氏 司 会：研修委員会 堀 昇一 参加者：62名（開業 25名、勤務等 29名、法人 8名）
第4回	02.03.11 (水)	(※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止) 場 所：中央区立 月島区民5号室 テーマ：「～味の素流『先進的働き方の推進』～ 働きがいと生産性向上への取り組み」 講 師：味の素株式会社 人事部 労政グループ マネージャー 福永 貴昭 氏

6. 懇親会・その他の活動について

開催日	活 動	場 所 等
31.04.14 (日)	平成31年度BBQ大会	東京会主催 場所：京王ビレジガーデンアンジェ
01.06.30 (日)	東京ディズニーリゾート パーク・ファン・パーティー	東京会主催 場所：東京ディズニーシー
01.08.31 (土) 01.09.07 (土)	第37回統括支部・支部対抗 親睦野球大会	東京会主催 場所：大宮けんぼグラウンド
01.10.02 (水)	第40回 親睦ゴルフ大会	東京会主催 場所：東松山カントリークラブ
01.11.30 (土)	令和元年度社労士大会 東京湾 クルージング	東京会主催 場所：シンフォニー東京湾クルーズ
02.02.13 (水)	新規入会者懇談会	場所：コートヤード・マリオット銀座東武 ホテル 新入会員 16名

開催日	活 動	場 所 等
02. 02. 20 (木)	第 28 回 統括支部・支部対抗 ボウリング大会	(※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止) 東京会主催 場所：東京ドームボウリングセンター
02. 03. 11 (水)	中央懇親イベント 「情熱の国スペインを味わう」	(※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止) 場所：スペインクラブ

7. 行政等協力

活 動	担 当 者
年金相談員 中央区役所 (毎月第 3、4 水曜日)	31. 04. 24 (水) 江黒照美 01. 05. 15 (水) 依田久美子 01. 06. 26 (水) 高橋恵子 01. 07. 24 (水) 竹馬和彦 01. 08. 28 (水) 平元沢子 01. 09. 18 (水) 中島秀憲 01. 10. 23 (水) 林 里香 01. 11. 27 (水) 緒方晃子 01. 12. 25 (水) 中山博氏 02. 01. 15 (水) 高瀬真理子 02. 02. 26 (水) 石井路恵 02. 03. 25 (水) 石原裕子
労働保険指導員 中央労働基準監督署 (申告書受理相談コーナー)	01. 06. 14 (金) 爲我井秀行、出口陽子 01. 06. 18 (火) 松山貴光、竹馬和彦 01. 06. 20 (木) 秦 彩佳、栗原深雪 01. 06. 24 (月) 田中聡子、石原智秋 01. 06. 26 (水) 依田久美子、樋口智佳子 01. 06. 28 (金) 松浦洋一郎、新木ゆずは 01. 07. 04 (木) 松本雄之、岩野麻子 01. 07. 05 (金) 中嶋美緒、岩田貞幸 01. 07. 08 (月) 奥林美智子、川澄佳美 01. 07. 09 (火) 石井清隆 01. 07. 10 (水) 向井尚人
労働保険指導員 東京労働局 (申告書受理相談コーナー)	01. 06. 25 (火) 高橋恵子、関水裕子 01. 07. 02 (火) 藤岡衣里子、林 里香 01. 07. 05 (金) 浪川祐理、梅谷友子、中山博氏、倉田憲一 01. 07. 09 (火) 松本 康、奥山良二、下川原篤史
中央年金事務所 (算定相談コーナー)	01. 07. 01 (月) 浪川祐理 01. 07. 02 (火) 太田雅美 01. 07. 03 (水) 江黒照美 01. 07. 04 (木) 爲我井秀行 01. 07. 05 (金) 竹馬和彦 01. 07. 08 (月) 依田久美子 01. 07. 09 (火) 松浦洋一郎 01. 07. 10 (水) 林 里香 01. 07. 11 (木) 中山博氏 01. 07. 12 (金) 山下春樹

8. 表彰について

開催日	表彰名	授賞者等
01. 11. 14 (木)	中央労働局長感謝状	労働保険指導員 (10 年) 中山博氏
01. 12. 02 (月)	中央労働基準監督署長感謝状	労働保険指導員 (3 年) 林里香、石原千秋、松本雄之、川澄佳美

9. 会報について

号数	発行月	内 容
第 22 号	令和元年 8 月	・ 新任支部役員のご挨拶 ・ 令和元年度中央支部役員・委員会名簿 ・ 平成 30 年度第 4 回例会及び研修会 ・ 第 11 回定例支部会議・定例支部大会 ・ 臨時労働保険指導員について ・ 会員の皆さんのお仕事拝見！ ・ 親睦イベント 食育の夕べ ・ 新入会員をご紹介します（H30. 11～H31. 04） ・ 政連だより ・ 支部活動日程 ・ あとがき
第 23 号	令和 2 年新春	・ 支部役員のご挨拶 ・ 支部同好会のご紹介 ・ 中央支部の委員会をご紹介します ・ 会員の皆さんのお仕事拝見！ ・ 令和元年度中央支部研修会が開催されました ・ 新入会員をご紹介します（R01. 05～R01. 10） ・ 政連だより ・ 研修会と厚生行事のご案内 ・ あとがき

《配布先》

支部会員	関係団体	関係官庁
開業会員 勤務等会員 法人会員	東京都社会保険労務士会 東京都社会保険労務士会各支部 東京都社会保険労務士政治連盟 全国社会保険労務士会連合会 東京 S R 経営労務センター 飯田橋労働保険事務組合協議会 東京都議会議員 中央区議会議員 東京商工会議所中央支部	日本年金機構南関東地域第一部 中央年金事務所 中央労働基準監督署 飯田橋公共職業安定所 東京都労働相談情報センター 中央区役所

10. 部会・委員会活動について

(1) 開業部会

実施日	活 動	内 容
01. 11. 21 (木)	中小企業経営セミナー	第1部 講演 ○経営計画の策定方法等に関する講演 社長の夢をかなえる経営計画 講師：TKC会員税理士 温井徳子氏 第2部 施策紹介 ○まだ間に合う！働き方改革にむけて取り組むこと～同一賃金同一労働を考える～ 講師：中央支部会員 浪川祐理氏 ○中小企業施策の紹介（東京商工会議所中小企業相談センター） ○日本政策金融公庫の融資制度の紹介（日本政策金融公庫） 第3部 個別相談会（事前予約制） （相談員：藤原伸吾、浪川祐理、依田久美子）

(2) 勤務等部会

回数	実施日	場所・内容
第1回	01. 07. 11 (木)	場所：東銀座 18名 内容：勤務等部会主催研修会テーマ検討
分科会	01. 10. 07 (月)	場所：東銀座 5名 内容：勤務等部会主催研修会テーマ絞り込み

(3) 総務委員会

回数	開催日	場 所
第1回	01. 06. 03 (月)	社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所
第2回	01. 11. 18 (月)	社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所

(4) 研修委員会

回数	開催日	場 所
第1回	01. 07. 01 (月)	堀留町区民館
第2回	01. 10. 02 (水)	人形町区民館

(5) 広報委員会

回数	開催日	場 所
第1回	01. 05. 14 (火)	浜町亭
第2回	01. 10. 10 (木)	京橋区民館

(6) 厚生委員会

回数	開催日	場 所
第1回	01. 06. 06 (木)	社会保険労務士法人ヒューマンテック経営研究所
第2回	01. 07. 29 (月)	社会保険労務士法人ヒューマンテック経営研究所
第3回	01. 09. 30 (月)	社会保険労務士法人ヒューマンテック経営研究所
第4回	01. 11. 05 (火)	人形町区民館

1 1. 会員数について (単位: 名)

	開 業			法人社員			勤務等			合 計		
	日 本 橋	京橋	合計	日 本 橋	京橋	合計	日 本 橋	京橋	合計	日 本 橋	京橋	合計
30.01.31	109	127	236	30	37	67	280	304	584	419	468	887
31.01.31	130	127	257	43	44	87	287	329	616	460	500	960
02.02.29	137	121	258	50	46	96	292	322	614	479	489	968

12. 統括支部活動について

開催日	活 動	内 容
01.08.26 (月)	第1回研修会	場 所：日本橋公会堂ホール テーマ：「特定技能制度開始で変わる外国人雇用の実務」 講 師：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田 昌平 氏 参加者：132名（中央91名、台東18名、文京23名）
01.09.13 (金)	第2回研修会	場 所：日本橋公会堂ホール テーマ：「人が集まるいい会社」の共通点と社労士の関わり方 ～働き方改革において社労士の可能性を広げるもう1つの視点～ 講 師：株式会社エスパシオ代表取締役(特定社会保険労務士) ドリームサポート社会保険労務士法人(役員) 下田 直人 氏 参加者：81名（中央47名、台東16名、文京18名）
01.10.09 (水)	労働・社会保険関係 無料街頭相談会	場 所：東京メトロ南北線 後楽園駅構内 相 談 員：午前 梅谷友子、緒方晃子、竹馬和彦 午後 中島秀憲、岩田貞幸 応 援 者：吉瀬君江、飯野正明、村田樹一、三條麻美、倉田憲一 相談件数：15件
01.10.25 (金) ～26 (土)	令和元年度 管外研修会	場 所：群馬県伊香保温泉 ホテルきむら テーマ：「現代に生かす・学ぶ武家礼法～小笠原惣領家流礼法～」 講 師：源和斎藤波菱基氏 参加者：39名（中央25名、台東7名、文京7名）
01.10.04 (金)	第3回研修会 (前期必須研修)	会 場：日本橋公会堂ホール テーマ：社会保険労務士として知っておくべき働き方改革関連法 ～同一労働同一賃金を中心とした実務対応にむけたスキルの習 得と適正施行のために～ 講 師：安西法律事務所 弁護士 小栗 道乃 氏 参加者：166名（中央104名、台東30名、文京25名、他支部7名）
01.11.19 (火)	第11回親睦 ボウリング大会	場 所：東京ドームボウリングセンター ゲーム参加者：36名（中央17名、台東12名、文京7名） 懇親会参加者：46名（中央24名、台東13名、文京9名）
02.01.23 (木)	新春賀詞交歓会	場 所：コートヤード・マリオット銀座東武ホテル 参加者：89名 (来賓21名、中央49名、台東10名、文京9名)

(第2号議案) 令和元年度収入支出決算承認に関する件

令和元年度収入支出決算

[自：平成31年4月1日～至：令和2年3月31日]

(単位：円)

科 目	収入の部		支出の部	
	予算額	決算額	予算額	決算額
前期より繰越	1,093,026	1,093,026		
支部運営交付金	5,000,000	5,092,120		
選挙運営交付金	0	0		
雑収入(利息)	50	21		
そ の 他	0	0		
研 修 費			200,000	112,000
会 議 費			550,000	578,624
通 信 費			450,000	335,065
事 業 費			400,000	550,046
事 務 費			400,000	417,864
渉 外 費			150,000	113,000
広 報 費			950,000	816,450
交 通 費			850,000	506,600
厚 生 費			700,000	158,000
印 刷 費			400,000	425,344
支 払 手 数 料			10,000	11,080
慶 弔 費			100,000	50,000
支部選挙経費			0	0
予 備 費			933,076	
小 計	6,093,076	6,185,167	6,093,076	4,074,073
次期繰越金			0	2,111,094
合 計	6,093,076	6,185,167	6,093,076	6,185,167

令和2年度事業計画(案)

今年度もこれまで以上に多くの会員に参加してもらうために！

前年度は「より多くの中央支部会員に参加してもらうために！」をテーマに掲げて支部運営を進めてきましたが、事業計画として掲げた事項が実現できていないものも多く、大変申し訳ありませんでした。

事業計画として今年度あらためて、以下の事項を掲げるとともに、より多くの多くの会員の皆様にご協力を頂き、支部運営に参加して頂けるよう進めてまいります。

新型コロナウイルスの影響がどこまで拡大していくのかまだまだ不透明な状況ではありますが、中央支部会員が「ONE TEAM」となって乗り切っていきましょう！

なお、支部の事務簡素化、経費削減を目的とする「eメール」のみによる会員向けの連絡を2021年4月から始めます。実現に向けて、全支部会員のメールアドレス登録を本年度中に登録できるよう進めていきます。こちらにつきましてもご協力宜しくお願い致します。

一、支部会員が気軽に相談できる場をつくります。

- ・中央支部119番(会員が気軽に相談できる場)の実施

一、支部HP、電子メールを活用して、情報伝達及び収集の仕組みを整えます。

- ・会員アンケートによる支部会員からの情報収集についての検討

一、時代の要請に応えられる社労士となるために充実した研修を行います。

- ・ジャンルを問わず社労士力向上のための研修や開業部会主催の研修の実施

一、多くの会員の親睦のために厚生事業を積極的行います。

- ・多くの会員に参加してもらえらる厚生事業の企画・運営の実施

(例年支部活動が少ない5月に家族も参加できるイベントを企画していましたが、中止とさせていただきます。)

一、支部活動の状況をできるだけ早いタイミングで会員に伝えられる仕組みを整えます。

- ・支部会員向けのFB等のSNSの設置の検討

一、同好会活動を充実させて会員間の親睦を深めます。

- ・4つの同好会の活動を活発に行うための広報、支援等の実施

2. 支部の活動日程

(1) 定例支部会議

令和2年4月8日(水)

(2) 正副支部長・委員長会議(年8回)

回数	開催日
第1回	令和2年5月14日(木)
第2回	令和2年6月10日(水)
第3回	令和2年9月9日(水)
第4回	令和2年10月23日(金)
第5回	令和2年12月9日(水)
第6回	令和3年2月10日(水)
第7回	令和3年3月11日(木)
第8回	令和3年4月14日(水)

(3) 幹事・監査・顧問会議(年4回)

回数	開催日
第1回	令和2年6月10日(水)
第2回	令和2年9月9日(水)
第3回	令和3年3月11日(木)
第4回	令和3年4月14日(水)

* 正副支部長・委員長会議と同日に開催

(4) 例会(年4回)

回数	開催日
第1回	令和2年6月10日(水)
第2回	令和2年9月9日(水)
第3回	令和2年12月9日(水)
第4回	令和3年3月11日(木)

(5) 研修会(年4回)

回数	開催日
第1回	令和2年6月10日(水)
第2回	令和2年9月9日(水)
第3回	令和2年12月9日(水)
第4回	令和3年3月11日(木)

* 上記以外に統括支部主催の研修会が4回(必須研修2回を含む)

(6) 懇親会

開催日	活動名
令和3年2月10日(水)	新規入会者懇談会

* 上記以外に必要なに応じて開催

(7) 会報(2回以上) * 左記以外に統括支部会報が2回。

(8) 厚生行事(1~2回)

(9) 部会及び委員会

年4回程度とし、必要に応じて開催する。

(10) その他の活動

- ① 中央区役所年金相談
- ② 臨時労働保険指導員及び相談員

(11) 統括支部の活動

- ① 研修会(必須研修会2回を含む4回)
- ② 労働・社会保険関係無料街頭相談会
- ③ 管外研修旅行会
- ④ ボウリング大会
- ⑤ 新春賀詞交歓会
- ⑥ 会報(2回)

(第4号議案)令和2年度収入支出予算(案)承認に関する件

令和2年度 収入支出予算 (案)

(単位：円)

科 目	収入予算額	支出予算額	備 考
前期より繰越	2,111,094		
支部運営交付金	5,000,000		
選挙運営交付金	500,000		
雑収入(利息)	50		
そ の 他	0		
研 修 費		350,000	
会 議 費		650,000	
通 信 費		450,000	
事 業 費		550,000	
事 務 費		600,000	
渉 外 費		150,000	
広 報 費		950,000	
交 通 費		850,000	
厚 生 費		800,000	
印 刷 費		400,000	
支 払 手 数 料		10,000	
慶 弔 費		100,000	
支部選挙経費		500,000	
予 備 費		1,251,144	
合 計	7,611,144	7,611,144	

(第5号議案) 令和2年度支部役員選任に関する件

令和2年度 第12回定例支部会議中央支部役員・部会役員名簿(案)

()内は担当

役員名及び担当		開業部会	勤務等部会
支 部 長		飯野 正明	
部 会 長		藤原 伸吾 (労働基準監督署、厚生委員会)	関根 康 (総務委員会、厚生委員会)
副 支 部 長		大槻 智之(総務委員会、公共職業安定所) 原田 幸治(年金事務所、研修委員会) 松林 慎二 (政治連盟、労働基準監督署、中央区役所、広報委員会)	志村 洋二 (研修委員会、広報委員会) 石川 真佐子 (研修委員会)
総務委員会	委 員 長	大槻 智之	
	副委員長	石井 清隆、中島 秀憲	藤岡 衣里子
	会 計	中嶋 美緒	
	委 員	新木 ゆずは、松山 貴光、松本 奉幸、 本間 邦弘	向井 尚人
研修委員会	委 員 長	原田 幸治	
	副委員長	川崎 祐子、浪川 祐理、	石川 真佐子
	委 員	末松 久美、専田 晋一、前川 美樹、 下川原 篤史、堀 昇市	清水 彰則
広報委員会	委 員 長	倉田 憲一	
	副委員長	島 麻衣子	三條 麻美、村田 樹一
	委 員	発地 秀樹、堀根 秀人、岩野 麻子、	三井 礼子
厚生委員会	委 員 長	梅谷 友子	
	副委員長	大川 秀樹	篠原 興一、尾澤 一二三
	委 員	森 康之、林 里香、秦 まり子、 江尻 光太郎、中橋 千絵子	中山 博氏、芳賀 史郎
部 会	副部会長	大槻 智之、原田 幸治、松林 慎二、 倉田 憲一、梅谷 友子	志村 洋二、石川 真佐子
	委 員	石井 清隆、中島 秀憲、中嶋 美緒、 川崎 祐子、浪川 祐理、島 麻衣子、 大川 秀樹、玉田 壘三	芳賀 史郎、三條 麻美、 村田 樹一、向井 尚人、 三井 礼子、中山 博氏、 清水 彰則、藤岡 衣里子、 篠原 興一、尾澤 一二三
監 査		太田 雅美、奥山 良二	
顧 問		大槻 哲也、山本 弘之、吉瀬 君江、寺田 晃、石上 均、助川 弘美	

東京都社会保険労務士会

中央支部規約

(目 的)

第1条 この規約は、東京都社会保険労務士会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第39条第1項の規定による、中央支部（以下「支部」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支部事務所)

第2条 支部の事務所は、東京都中央区内（以下「区域内」という。）に置く。

(支部所属会員)

第3条 支部所属会員は、支部の区域内に事務所又は勤務先若しくは住所を有する者（以下「所属会員」という。）とする。

(業 務)

第4条 支部は、本会の会務の運営に関し、本会会長（以下「会長」という。）の指示に従い、次の業務を行う。

- (1) 所属会員の品位を保持するための指導及び連絡
- (2) 所属会員の資質の向上を図るための社会保険労務士業務に関する研修会、講習会の開催
- (3) 社会保険労務士業務の改善進歩を図るための調査研究
- (4) 労働・社会保険諸法令に関する調査研究
- (5) 業務関係図書、資料等の斡旋並びに配布
- (6) 関係行政機関に対する協力及び連絡
- (7) 所属会員の福利厚生
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(支部部会)

第4条の2 支部に、支部開業部会並びに支部勤務等部会（以下「支部部会」という。）を設ける。

2. 第3条の規定による支部の所属会員は、会則第38条の規定による部会（以下「本会部会」という。）の所属に従い、それぞれの支部部会に所属するものとする。
3. 支部部会は前条の規定による業務のうち部会に係るものについて行うものとする。
4. 各部会の主催する事業には、第2項に定める所属部会以外の部会員も参加することができるものとする。

(役 員)

第5条 支部に次の役員（以下「支部役員」という。）を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 10名以内
- (3) 幹 事 50名以内
- (4) 監 査 2名

2. 前条第3項の業務を遂行するため、各支部部会に次の役員（以下「部会役員」という。）を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 4名以内
- (3) 部会委員 20名以内

(役員委嘱及び報告)

第6条 支部長は、所属会員の選挙により選出し、選出された者を本会会長が委嘱する。但し、支部長を辞任した者は、その日をもって理事を辞任するものとする。

2. 支部長は所属会員の不正防止に努めなければならない。また不正の疑いのある会員に対しては、事情を聴取し、必要があれば注意を促すとともに本会へ報告する。
3. その他の支部役員は、本会の理事及び代議員として選出された者並びに支部長推薦の幹事については支部長が委嘱する。但し、副支部長については支部長が指名する。
4. 支部長は、前項の役員の委嘱及び解嘱の結果について速やかに会長に報告する。

(役員職務)

第7条 支部長は、支部の業務を統括し、支部を代表するとともに、本会との連絡調整にあたるものとする。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 幹事は、支部長の命を受けて支部の業務を分担、執行する。
4. 監査は、支部業務の執行並びに会計を監査し、これを支部会議に報告する。
5. 支部部会長は支部部会を代表する。
6. 支部副部会長は、支部部会長を補佐し、支部部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
7. 支部部会委員は、支部部会の業務を分担、執行する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、会則第18条の規定を準用する。

(会議の開催)

第9条 支部の会議は、支部会議、支部役員会議、支部部会役員会議及び支部部会会議とし、次のとおり開催する。

2. 支部会議は、所属会員をもって構成し、定期又は必要に応じ支部長が招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 支部長の推薦
- (2) 本会理事候補の推薦
- (3) 本会代議員の選出
- (4) 規約の変更
- (5) 支部役員の選出
- (6) その他必要な事項

3. 支部役員会議は、支部役員をもって構成し、必要に応じ支部長が招集する。

4. 支部部会役員会議は、当該支部部会役員をもって構成し、必要に応じ当該支部部会長が招集する。

(支部例会)

第10条 所属会員の連絡調整を図るため、必要に応じ支部長が招集する。

(会議の通知)

第11条 支部長は、支部会議を開催するときは、会議の構成員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的、その他必要な事項を記載して、開催する日の7日前までに文書をもって通知するものとする。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(報告及び稟議等)

第12条 支部長は、次の事項について本会会長に報告する。

- (1) 支部会議、支部役員会議及び支部部会役員会議において必要と認めた事項
- (2) 所属会員の規律違反に関する事項
- (3) 支部長が報告することを必要と認めた事項

2. 支部長は、社会保険労務士制度若しくは本会の会務について本会会長に稟議し、又は意見を上申することができる。

(本会員及び本会部会役員の出席)

第13条 第9条の規程による支部の会議には、必要に応じ本会役員及び本会部会役員が出席することができる。

(顧問の委嘱)

第14条 支部長は社会保険労務士制度の改善進歩を図るため、社会保険労務士制度に関し学職経験を有する者のうちから役員会の議を経て顧問を委託することができる。

(経費負担)

第15条 支部の業務は、本会が前渡する支部運営費の範囲で行うものとする。

2. 支部長は、前項の経費について、支部業務の小科目の区分毎に使用明細及び証拠書類等を本会に提出するものとする。

3. 前項の書類は、毎年4月15日までに定期に、又は必要に応じ本会の求めによって提出するものとする。

(支部委員会)

第16条 支部業務の円滑な運営を図るため、次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 研修委員会
- (3) 厚生委員会
- (4) 広報委員会

2. 支部長が必要と認めた場合には、前項の委員会の他に幹事会の議を経て特別委員会を設置することができる。

3. 第1項及び前項の委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(部会委員会及び研究会)

第17条 支部部会は、必要に応じ部会委員会又は研究会を設けることができる。

(規約の変更)

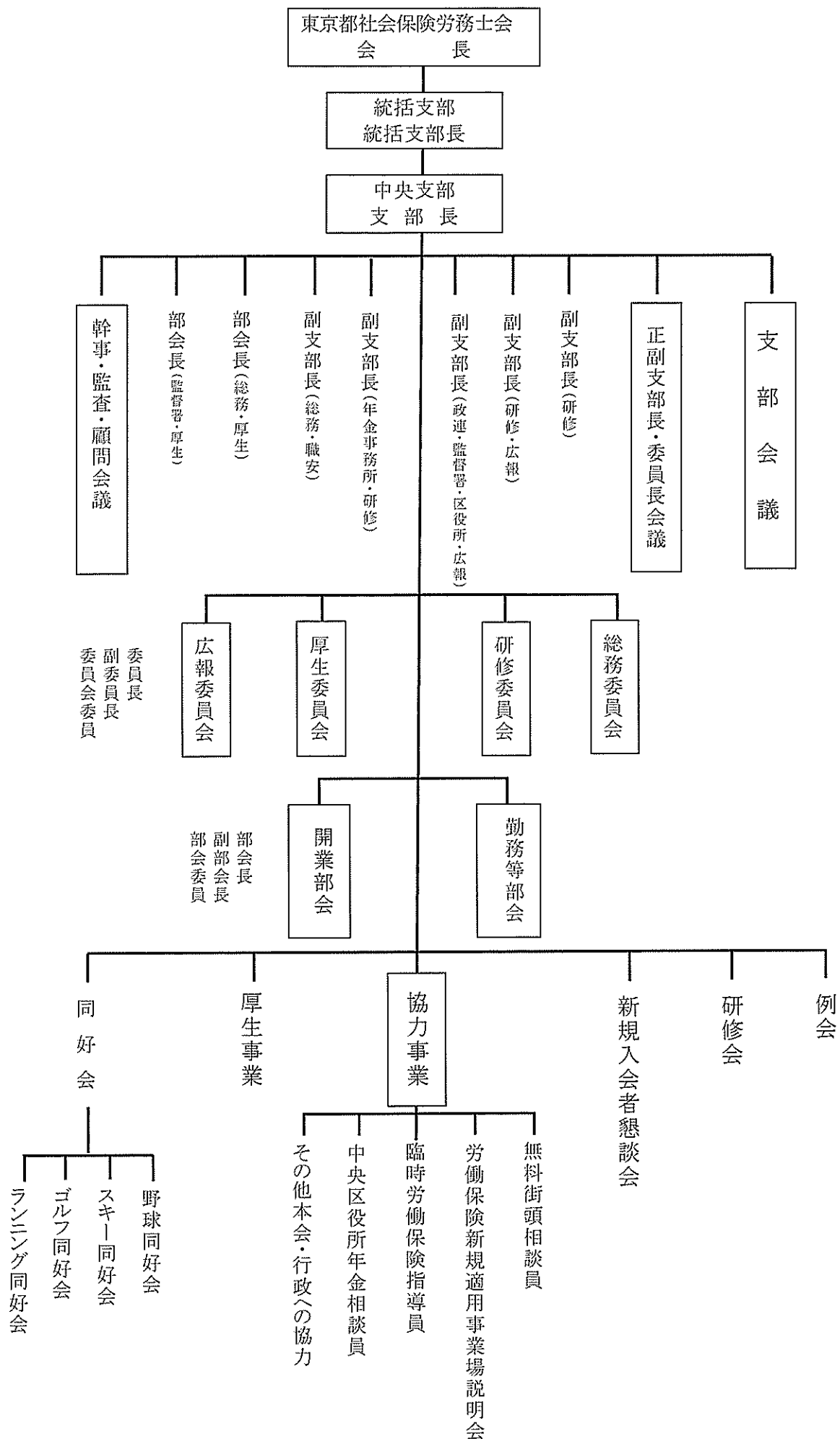
第18条 規約の変更については、支部会議において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

2. 本会支部細則の変更に伴って、規約を変更する必要がある場合は、前項にかかわらず変更することができるものとする。

付 則

1. この規約は、平成21年4月16日から施行する。

東京都社会保険労務士会 中央支部 機構図



東京都社会保険労務士会 中央支部委員会業務分掌細則

(目 的)

第1条 この細則は東京都社会保険労務士会中央支部規約第15条に定める委員会の業務分掌について定める。

(総務委員会)

第2条 総務委員会は、次の事項の業務を行う。

- (1) 会員の掌握、連絡に関すること
- (2) 文書の起案、発受信保管等庶務に関すること
- (3) 関係官庁等渉外に関すること
- (4) 金銭出納、予算、決算等会計に関すること
- (5) 諸会議の開催
- (6) 支部ホームページの企画・立案・作成及び運営に関すること
- (7) 支部ホームページ・電子メールによる情報伝達及び収集に関すること
- (8) 会員の情報管理に関すること
- (9) その他、他の委員会に属さない一切の事項に関すること

(研修委員会)

第3条 研修委員会は、次の事項の業務を行う。

- (1) 研究会、講習会等の企画・立案及び開催
- (2) 社会保険労務士業務の改善に必要な調査及び研究
- (3) 社会保険労務士業務に必要な資料、情報等の収集に関すること
- (4) その他教育、調査研究に関すること

(厚生委員会)

第4条 厚生委員会は、次の事項の業務を行う。

- (1) 懇親会等の企画・立案及び開催に関すること
- (2) 旅行会等レクリエーションに必要な企画・立案及び開催
- (3) 会員のコミュニケーションに関すること

(広報委員会)

第5条 広報委員会は、次の事項の業務を行う。

- (1) 支部会報の企画・立案及び発行に関すること
- (2) 社会保険労務士に必要なPRに関すること

(委員会の構成)

第6条 各委員会の委員は、支部長が支部幹事の中から委嘱する。

2. 支部長は、各委員の中から委員長及び副委員長3名以内を委嘱する。
3. 第1項の規定にかかわらず、支部長が認める場合は、支部会員の中から各委員会の協力委員を委嘱することができる。

(委員会の招集)

第7条 委員会の招集は、委員長が行うものとする。

2. 委員長は、委員会を開催する時は、原則として開催日の一週間以上前に委員に通知しなければならない。

(委員会報告)

第8条 委員長は、委員会を開催したときは、すみやかに以下の事項について、書面にて支部長に報告しなければならない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 会議の内容
- (5) その他必要な事項

付 則

1. この細則は、平成21年4月16日から変更実施する。

東京都社会保険労務士会 中央支部慶弔金基準

支部会員に贈与する慶弔金については、以下のとおりとする。

尚、この基準に定める慶弔金の贈与の対象となる事項については、特定の定めがない場合は、全て東京都社会保険労務士会会員慶弔金規定を準用する。

1. 支部会員が結婚したときは、次の祝金を贈る。 10,000円
2. 支部会員又はその配偶者が死亡したときは、次の香典を贈る。
 - (1) 会員の場合 20,000円
 - (2) 配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。）の場合 20,000円
3. 支部会員が負傷又は疾病のため1か月以上休務するときは、次の見舞金を贈る。 10,000円
4. 支部会員の事務所又は住居が、不慮の災害（地震によるものを除く）にかかったときは、次の見舞金を贈る。 20,000円

付 則

この基準は、平成21年4月16日から施行する。

東京都社会保険労務士会中央支部諸会議に 出席する役員に対する実費費用弁償基準

役員が諸会議に出席するための実費費用の弁償は、下記のとおりとする。

但し、1日に2回以上異なる会議等に出席する場合の費用の弁償は、1回のみとする。

支給額は原則として1回につき 2,000円

付 則

この基準は、平成25年4月12日から施行する。

東京都社会保険労務士会 中央支部同好会運営基準

中央支部同好会の設置及び運営については、以下の基準による。

1. 同好会を設置しようとする場合は、次の各号を参考として幹事・監査・顧問会議において審議のうえ、決めることとする。
 - (1) 広く会員が参加できる
 - (2) 会員の文化的活動又は健康増進に有益である
 - (3) その他、社会保険労務士にふさわしいものである
2. 同好会の会員は、原則として支部会員とする。但し、開業会員の事務所職員は、賛助会員として参加することができることとする。
3. 同好会は、代表世話人及び世話人を若干名選出し、書面をもって厚生委員長経由の上支部長に報告しなければならない。尚、変更の場合も同様とする。
4. 同好会の活動は、原則として自主性を重んずるものとする。又、原則として、活動に際して事故ある場合は、同好会の責任もとに処理しなければならない。
5. 支部長は、支部予算の範囲内で、活動費用の一部を助成できる。
6. 新たに同好会を設置しようとする場合は、原則として10名以上の賛同者を得て、厚生委員長経由のうえ支部長に申請することとする。

付 則

この基準は、平成21年4月16日から施行する。

尚、認定する同好会は、次のとおりとする。

- (1) 野球同好会
- (2) スキー同好会
- (3) ゴルフ同好会
- (4) ランニング同好会

東京都社会保険労務士会 中央支部選挙運営細則

第1章 目 的 (目 的)

第1条 この運営細則は、東京都社会保険労務士会 支部役員選出に関する運営細則第8条の規定による、中央支部の選挙運営に関し必要な事項を定める。

第2章 支部選挙管理委員会及び選挙管理委員 (支部選挙管理委員会)

第2条 東京都社会保険労務士会が定める支部選出理事候補者・代議員予定者（以下「支部理事候補者等」という。）と支部長の選出に関する事務を管理するため、支部選挙管理委員会（以下「支部選管委員会」という）を置く。

2. 支部選管委員会は、支部執行機関から独立した組織とする。
3. 支部選管委員会は、委員の互選により1名の委員長（以下「支部選管委員長」という。）を選出する。
4. 委員長は、委員の中から1名の副委員長を指名する。
5. 支部選管委員会の事務所は、支部選管委員長の事務所所在地とする。

(支部選挙管理委員)

第3条 支部選挙管理委員会の委員（以下「支部選管委員」という）の定員は5名とする。

2. 支部選管委員は、9月末日迄に総務委員会が公募・選出し、支部長が委嘱する。
3. 支部選管委員の任期は、次期支部選管委員が選出されるまでとする。
4. 支部選管委員の解嘱は、本会会長選挙管理委員会細則第7条を準用する。
5. 支部選管委員に欠員を生じた場合は、支部長が支部選管委員長と協議の上、速やかに補充・選出し、支部長が委嘱する。

第3章 支部選管委員会の職務 (職 務)

第4条 支部選管委員会は、次に掲げる事項を行う。

- ①選挙の告示に関する事項
- ②立候補者の立候補の届出（辞退を含む）の受理に関する事項
- ③選挙公報の発行に関する事項
- ④投票及び開票の管理に関する事項
- ⑤当選者の確定に関する事項
- ⑥選挙運動に関する事項
- ⑦選挙違反に関する事項
- ⑧選挙人名簿に関する事項
- ⑨その他選挙事務の管理及び執行に関する事項

第4章 選挙及び告示 (選 挙)

第5条 支部理事候補者等及び支部長の選挙は、選出年の11月に行う。

2. 選挙の期日は、支部選管委員会が投票日の30日前までに支部選管委員長の名をもって、支部所属個人会員に文書により通知及び支部選管委員会の事務所に告示し、支部ホームページに公報する。

(告 示)

第6条 支部選管委員長は、前条選挙に関する次の事項を決定し、その旨を選挙人に通知する。

- ①投票の日時及び場所
- ②立候補の届出期間（暦日7日以内とする）
- ③選挙運動期間（暦日14日以上とする）
- ④その他の関係事項

第5章 選挙に関する資格及び立候補 (選挙権及び被選挙権)

第7条 選挙権及び被選挙権は、その年の5月31日に在籍する支部所属個人会員が有する。但し、同日現在会則第63条に定める納期到来分までの会費を納入しない者は、これを有しない。

(立候補)

第8条 立候補者は、支部選管委員会が定める書式により、次の書類を告示の日から7日以内に持参し、又は送達をもって支部選管委員会に届け出なければならない。ただし、送達の場合は、書面が支部選管委員会に到達した日をもって届出受付日とする。

①立候補届

②支部長理事候補者については所信表明

(立候補者の資格審査)

第9条 支部選管委員会は、立候補の届出があったとき、及び候補者の立候補資格が無いと認めたときは、直ちに候補者にこの旨を通知する。

(立候補の辞退)

第10条 立候補を辞退する時は、立候補者が投票日の14日前までに支部選管委員会に書面をもって届け出なければならない。

(選挙公報)

第11条 支部選管委員会は、候補者が提出した次の事項について、投票日の7日前までに選挙人に郵送しなければならない。また、支部ホームページに公報しなければならない。

①立候補届(支部選管様式第5号)

②候補者の本会に対する所信表明

2. 立候補者の掲示順番は、受付順とする。

3. 無投票当選の場合は、その旨を通知しなければならない。

(届出期間の延長)

第12条 立候補者が定数に達しないときは、届出期間最終日までに届け出た候補者を当選人と決定し、尚且つ、届出期間を3日間延長して立候補を受け付けるものとする。

2. 立候補の届出は、支部選管委員会の定める書面を支部選管委員会に持参する。

3. 届出期間延長は、立候補届出最終日の翌日に支部選管委員会の事務所に告示し、支部ホームページに公報する。

第6章 選挙人名簿

(選挙人名簿)

第13条 支部選管委員会は、選挙年の5月31日以降本会からの会費納入報告に基づき選挙人名簿を作成しなければならない。

2. 支部選管委員会は、投票日の30日前までに、選挙人名簿に記載された者に対して選挙権を有する事を通知しなければならない。

第7章 選挙運動

(期 間)

第14条 選挙運動期間は、告示の日から投票日の前日までとし、期間外の運動は一切これを行ってはならない。

(選挙運動)

第15条 候補者及びこれを支持する有権者は、名誉を重んじ節度ある選挙運動に務めなければならない。

(その他)

第16条 選挙運動に関するその他の事項は、「会長選挙管理委員会細則」第6章及び第7章を準用する。

第8章 投票

(選挙方法)

第17条 選挙は無記名投票により行い、選挙人1人につき1投票とする。

2. 支部長理事候補者及び定数1人の場合の支部理事候補者の選挙は、単記式により行う。

3. 前項以外の支部理事候補者等の選挙については、定数連記式により行う。定数に満たない投票については有効とする。

4. 選挙立会人は、支部選管委員会が選挙人名簿に記載された者の中から3名を選任し、投票日の前日までに本人に通知する。

(投票の方法)

第18条 選挙人は、投票の当日、支部選管委員会の指定する場所において自ら投票しなければならない。

第9章 開票

(開票の日時及び場所)

第19条 開票は、支部選管委員会の定める日時および場所において行う。

2. 選挙立会人は、投票を終了したときに選挙人の面前で投票箱を開きその中に投票用紙が残っていない事を示さねばならない。

(無効投票)

第20条 次の投票は、無効とする。

①支部選管委員会所定の投票用紙を用いていないもの

②定数を超えて○印を付したもの

③○印以外の記号等を付したもの

④候補者名を判読出来ないもの

⑤前各号のほか、支部選管委員会があらかじめ無効と定め、これを選挙人に通知した事項に該当するもの

2. 支部選管委員会は、投票の結果を決定するにあたり、前項の規定に違反しない限りにおいて、その選挙した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするよう努めなければならない。

(選挙記録の作成と保存)

第21条 支部選管委員会は、選挙の立会人が署名した書類等、選挙の一切の記録を作成し、証拠書類とともに次期選挙終了までの間保存しなければならない。

第10章 当選人

(当選人の決定)

第22条 有効得票数の上位者を当選人とするが、支部長理事候補者または定数1人の支部理事候補者の得票が同数の場合は抽選により決定する。それ以外の支部理事候補者等については、有効得票数の上位者より定数までの者を当選人とする。最下位同順位者が複数になり定数を超えた場合は、抽選により決定する。

2. 抽選はくじ引きとし、候補者本人が行うものとする。なお、くじ引きは立候補届け出順に行う。選挙当日に出席できない場合は、前日までに所定の書式をもって代理人を定め、支部選管委員会に届け出るものとする。届け出が無い場合には、支部選管委員長を代理人として選任したものとみなす。

3. 本細則第12条にて受け付けた候補者が定数を上回る場合は、抽選により当選者を決定する。

(無投票当選)

第23条 立候補者数と定数が同数の場合は、無投票当選とする。

(選挙結果の報告及び告示)

第24条 当選人が決定したとき、支部選管委員会は直ちに当選人の氏名を当選人及び支部長並びに本会選挙管理委員会に報告するとともに、選挙人に対し文書をもって通知及び、支部事務所に告示し、支部ホームページに公報する。

(当選人の事故)

第25条 当選人決定後、当選人が事故等により就任することが出来なくなった場合は、下記の手順にて当選者を決定する。

- ①抽選にもれた最下位当選者がいる場合はその者
- ②前号の当選者が定数を上回る場合は再抽選により決定した者
- ③本細則第22条第3項による抽選にもれた者
- ④前号の抽選にもれた者の再抽選により決定した者

第11章 その他

(細則の変更)

第26条 この運営細則の変更については、支部会議において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

2. 本会支部細則の変更に伴って、規約を変更する必要がある場合は、前項にかかわらず変更することができるものとする。

附 則

1. この規約は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成26年7月4日から施行する。

